

又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

六 追記情報
七 会計監査報告を作成した日

2 前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

- 一 会計方針の変更
二 重要な偶発事象
三 重要な後発事象

第十條 会計監査人設置会社の監査役の監査報告の内容

一 監査役の監査の方法及びその内容
二 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でない」と認めるときは、その旨及びその理由

四 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
六 監査報告を作成した日

第十一條 会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定監査役及び特定取締役に対し、各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書についての会計監査報告の内容を通知しなければならない。

二 当該計算書類の附属明細書を受領した日から四週間を経過した日
三 特定取締役、特定監査役及び会計監査人の間で合意により定められた日があるときは、その日

2 計算関係書類については、特定監査役及び特定取締役が前項の規定による会計監査報告の内

容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。
3 前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定取締役」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者(当該特定目的会社が会計参与設置会社である場合にあつては、当該各号に定める者及び会計参与)をいう(第十三条において同じ)。

一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合
二 前号に掲げる場合以外の場合

5 第一項及び第二項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする(以下この節において同じ)。

一 二以上の監査役が存する場合において、第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監査役を定めたとき
二 二以上の監査役が存する場合において、第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監査役を定めていないとき

第十二條 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監査役に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項(当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨)を通知しなければならない。ただし、すべての監査役が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項

三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項
(会計監査人設置会社の監査役の監査報告の通知期限等)

第十三條 会計監査人設置会社の特定監査役は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定取締役及び会計監査人に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。

一 会計監査報告を受領した日(第十一条第三項に規定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日)から一週間を経過した日
二 特定取締役及び特定監査役の間で合意により定められた日があるときは、その日

2 計算関係書類については、特定取締役及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役の監査を受けたものとする。
第三章 事業報告の監査
(通則)

第十四條 法第二百二条第五項及び第六項の規定による監査(事業報告及びその附属明細書に係るものに限る。)については、この章の定めるところによる。
第十五條 監査役は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監査役による監査(計算関係書類に係るものを除く。以下この章において同じ。)の方法及びその内容
二 事業報告及びその附属明細書が法令、資産流動化計画及び定款に依り当該特定目的会社の状況を正しく示しているかどうかについて

三 当該特定目的会社の取締役の職務の遂行に關し、不正の行為又は法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実
四 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
五 特定目的会社の計算に関する規則第六十二

二 号に規定する事項が事業報告の内容となつているとき又は同令第六十九條第五項第四号に規定する事項が事業報告の附属明細書

の内容となつているときは、当該事項についての意見
六 監査報告を作成した日
(監査役の監査報告の通知期限等)

第十六條 特定監査役は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定取締役に対して、監査報告の内容を通知しなければならない。
一 事業報告を受領した日から四週間を経過した日
二 事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定取締役及び特定監査役の間で合意した日
2 事業報告及びその附属明細書については、特定取締役が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役の監査を受けたものとする。

3 前二項に規定する「特定取締役」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合
二 前号に掲げる場合以外の場合

二 二以上の監査役が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知を受ける監査役を定めたとき
三 前二号に掲げる場合以外の場合
第四章 計算書類等の承認の特則に関する要件

第十七條 法第四百四條第四項(以下この条において「承認特則規定」という。)に規定する内閣府令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。
一 承認特則規定に規定する計算関係書類についての会計監査報告の内容に第九條第一項第二号イに定める事項が含まれていること。

二 承認特則規定に規定する計算関係書類についての会計監査報告の内容に第九條第一項第二号イに定める事項が含まれていること。

三 承認特則規定に規定する計算関係書類についての会計監査報告の内容に第九條第一項第二号イに定める事項が含まれていること。

三 承認特則規定に規定する計算関係書類についての会計監査報告の内容に第九條第一項第二号イに定める事項が含まれていること。

二 前号の会計監査報告に係る監査役の監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。

三 承認特別規定に規定する計算関係書類が第十一條第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

第五章 清算特定目的会社の監査

第十八條 法第七十七條第二項の規定による監査については、この条の定めるところによる。

2 清算特定目的会社の監査役は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監査役の監査の方法及びその内容
- 二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該清算特定目的会社の財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- 三 各清算事務年度に係る事務報告及びその附属明細書が法令、資産流動化計画及び定款に従い当該清算特定目的会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- 四 清算人の職務の遂行に關し、不正の行為又は法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実
- 五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
- 六 監査報告を作成した日

3 特定監査役は、法第七十七條第一項の貸借対照表及び事務報告の全部を受領した日から四週間を経過した日（特定清算人（次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者）をいう。以下この条において同じ。）及び特定監査役の間で合意した日がある場合に於ては、当該日）までに、特定清算人に対して、監査報告の内容を通知しなければならない。

一 この項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 法第七十七條第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書の作成に關する職務を行つた清算人

4 法第七十七條第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書については、特定清算人が前項の規定による監査報告の内容の

通知を受けた日に、監査役の監査を受けたものとする。

5 前二項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 二以上の監査役が存する場合において、第三項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めたとき 当該通知をすべき監査役として定められた監査役
 - 二 二以上の監査役が存する場合において、第三項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めていないとき すべての監査役
 - 三 前二号に掲げる場合以外の場合 監査役
- 附則 この府令は、会社法の施行の日から施行する。

附則（平成二十二年四月二〇日内閣府令第二七号）抄

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年七月八日内閣府令第三三三号）抄

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

第六條 第五條の規定による改正後の特定目的会社の監査に關する規則の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計参与報告について適用し、同日前に開始する事業年度に係る会計参与報告については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年四月二八日内閣府令第三七号）抄

第一条 この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

附則（令和二年三月三〇日内閣府令第二二号）抄

第一条 この府令は、令和二年三月三十一日から施行する。

第一条 この府令は、令和二年三月三十一日から施行する。

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

終了する事業年度に係る会計監査報告について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る会計監査報告については、なお従前の例による。

附則（令和四年三月二四日内閣府令第一五号）抄

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の特定目的会社の監査に關する規則第九條の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告については、なお従前の例による。